

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日)

(法律第八十三号)

第十六回特別国会

第五次吉田内閣

改正 昭和三二年六月一日法律第一五八号

同三三年五月一〇日同第一四四号

同三七年四月一六日同第七七号

同四一年三月三十一日同第一六号

同四三年六月一五日同第九九号

同五八年一二月二日同第八〇号

平成十一年七月一六日同第一〇二号

同二五年六月一四日同第四四号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭四一法一六・平一一法一〇二・改称)

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法
四四・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第九九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝昭和五九年七月一日）

（経過措置）

5 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

公務員制度審議会 恩給審査会 地域改善対策協議会 青少年問題審議会 統計審議会	総務庁
国民生活安定審議会	経済企画庁
放射線審議会	科学技術庁
海外移住審議会	外務省
中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会 沿岸漁業等振興審議会 林政審議会	農林水産省
中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から五まで 略

六 青少年問題審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二条（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十

四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○高槻市附属機関設置条例

平成24年12月19日

条例第36号

改正 平成24年12月19日条例第79号

平成25年3月28日条例第13号

平成25年3月28日条例第19号

平成25年3月28日条例第24号

平成26年3月27日条例第8号

平成26年3月27日条例第10号

平成26年3月27日条例第40号

平成27年3月19日条例第5号

平成27年3月19日条例第24号

平成27年3月19日条例第25号

平成27年7月16日条例第30号

平成27年7月16日条例第32号

平成27年7月16日条例第33号

平成27年7月16日条例第41号

平成27年7月16日条例第45号

平成27年12月17日条例第62号

平成28年3月29日条例第2号

平成28年3月29日条例第13号

平成28年3月29日条例第20号

平成28年3月29日条例第23号

平成28年6月28日条例第29号

平成28年6月28日条例第35号

平成28年9月27日条例第39号

平成29年3月28日条例第4号

平成29年3月28日条例第5号

平成29年3月28日条例第10号

平成29年3月28日条例第16号

平成29年3月28日条例第17号

平成29年6月23日条例第26号
平成29年9月26日条例第33号
平成30年3月28日条例第8号
平成30年3月28日条例第13号
平成30年3月28日条例第14号
平成30年3月28日条例第35号
平成30年7月12日条例第46号
平成30年12月20日条例第57号
平成31年3月22日条例第8号
平成31年3月22日条例第17号
平成31年3月22日条例第24号
平成31年3月22日条例第25号
令和元年7月12日条例第3号
令和元年7月12日条例第5号
令和元年7月12日条例第7号
令和元年7月12日条例第11号
令和元年9月25日条例第27号
令和2年3月25日条例第24号
令和2年3月25日条例第26号
令和3年3月26日条例第5号
令和3年3月26日条例第7号
令和3年3月26日条例第8号
令和3年3月26日条例第20号
令和3年3月26日条例第21号
令和3年3月26日条例第22号
令和3年3月26日条例第23号
令和3年7月20日条例第33号
令和4年3月25日条例第13号
令和4年3月25日条例第14号

附属機関に関する条例（〔昭和29年〕高槻市条例第262号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担当事務）

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれ別表構成の欄に掲げる者のうちから同表執行機関の欄に掲げる執行機関が任命する。

3 委員（市の職員のうちから任命される委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第5条 この条例又は法律若しくはこれに基づく政令若しくは他の条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則抄

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正前の附属機関に関する条例の規定に基づく附属機関（高槻市幼稚園問題審議会を除く。以下「旧附属機関」という。）は、改正後の高槻市附属機関設置条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく相当の附属機関（以下「新附属機関」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この条例の施行の際、現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新附属機関の委員として任命されたものとみなす。この場合におい

て、その任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第3項本文の規定にかかわらず、施行日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 施行日以後において、新条例の規定に基づく附属機関（新附属機関を除く。）の委員として最初に任命される委員（市の職員のうちから任命される委員を除く。）の任期は、当該附属機関の属する執行機関が必要と認めるときは、第4条第3項本文の規定にかかわらず、当該執行機関が別に定めることができる。

（高槻市立療育センター条例の一部改正）

第3条 高槻市立療育センター条例（平成14年高槻市条例第29号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

第4条 高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年高槻市条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第6条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成24年12月19日条例第79号）抄

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日条例第13号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年3月28日条例第19号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年3月28日条例第24号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年3月27日条例第8号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年3月27日条例第10号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年3月27日条例第40号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年3月19日条例第5号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年3月19日条例第24号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年3月19日条例第25号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月16日条例第30号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年7月16日条例第32号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成27年7月16日条例第33号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成27年7月16日条例第41号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成27年7月16日条例第45号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成27年12月17日条例第62号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成29年6月4日までの間に高槻市附属機関設置条例第4条第2項の規定により高槻市子ども・子育て会議の委員として任命される委員(同条第3項ただし書の補欠委員を除く。)の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成28年3月29日条例第2号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月29日条例第13号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月29日条例第20号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月29日条例第23号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年6月28日条例第29号）抄

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成28年6月28日条例第35号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年9月27日条例第39号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年3月28日条例第4号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年3月28日条例第5号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年3月28日条例第10号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年3月28日条例第16号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年3月28日条例第17号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日条例第26号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成29年9月26日条例第33号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成30年3月28日条例第8号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成30年3月28日条例第13号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成30年3月28日条例第14号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成30年3月28日条例第35号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成30年7月12日条例第46号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成30年12月20日条例第57号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年3月22日条例第8号）抄

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第17号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年3月22日条例第24号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年3月22日条例第25号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日条例第3号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年8月13日から施行する。

（高槻市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 前条の規定による改正前の高槻市附属機関設置条例別表に規定する高槻市史跡整備指導検討会及び高槻市芥川山城跡調査委員会（次項において「旧附属機関」という。）は、同条の規定による改正後の高槻市附属機関設置条例（同項において「新条例」という。）別表に規定する高槻市史跡整備指導検討会及び高槻市芥川山城跡調査委員会（同項において「新附属機関」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この条例の施行の際、現に旧附属機関の委員である者は、施行日に、新附属機関の委員として市長に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第4条第3項本文の規定にかかわらず、施行日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和元年7月12日条例第5号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月12日条例第7号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年7月12日条例第11号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年9月25日条例第27号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年3月25日条例第24号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年3月25日条例第26号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年3月26日条例第5号）抄

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に高槻市ESCO事業者選定委員会の委員である者（この条例の施行の日以後に当該委員が欠けた場合における補欠委員である者を含む。）の任期については、なお従前の例による。

附 則（令和３年３月２６日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年３月２６日条例第２０号）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第３２８号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和３年３月２６日条例第２１号）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第３２８号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和３年３月２６日条例第２２号）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第３２８号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和３年３月２６日条例第２３号）

- 1 この条例は、令和３年５月１日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第３２８号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和３年７月２０日条例第３３号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第３２８号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和４年３月２５日条例第１３号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第３２８号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和4年3月25日条例第14号）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表（第2条—第4条関係）

（平24条例79・平25条例13・平25条例19・平25条例24・平26条例8・平26条例10・平26条例40・平27条例5・平27条例24・平27条例25・平27条例30・平27条例32・平27条例33・平27条例41・平27条例45・平27条例62・平28条例2・平28条例13・平28条例20・平28条例23・平28条例29・平28条例35・平28条例39・平29条例4・平29条例5・平29条例10・平29条例16・平29条例17・平29条例26・平29条例33・平30条例8・平30条例13・平30条例14・平30条例35・平30条例46・平30条例57・平31条例8・平31条例17・平31条例24・平31条例25・令元条例3・令元条例5・令元条例7・令元条例11・令元条例27・令2条例24・令2条例26・令3条例5・令3条例7・令3条例8・令3条例20・令3条例21・令3条例22・令3条例23・令3条例33・令4条例13・令4条例14・一部改正）

執行機関	名称	担当事務	人数	構成	任期
市長	高槻市入札等監視委員会	入札及び契約に関する事項についての調査審議並びに市長に対する意見の具申並びに入札及び契約に係る苦情処理についての審議に関する事務	3人	(1) 学識経験のある者	2年
	高槻市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、市議会議員の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに政務活動費の額についての審議に関する事務	10人	(1) 市の区域内の公共的団体の代表者 (2) 市民	当該諮問に係る審議の期間中

高槻市まちづくり交付金事業事後評価委員会	市長の諮問に応じ、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画に基づく事業の事後評価についての審議に関する事務	3人	(1) 学識経験のある者 (2) その他市長が適当と認める者	当該諮問に係る審議の期間中
高槻市産業振興審議会	産業の振興に関する総合的施策その他重要事項の調査審議に関する事務	20人以内	(1) 市議会の議員 (2) 学識経験のある者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 関係団体を代表する者 (5) その他市長が適当と認める者	2年
高槻市保健医療審議会	市長の諮問に応じ、地域保健及び地域医療に関する総合的施策その他重要事項の調査審議に関する事務	調査審議事項ごと に18人以内	(1) 市議会の議員 (2) 学識経験のある者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 関係団体を代表する者 (5) 医療を担当する者の代表者 (6) その他市長が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議の期間中
高槻市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項及び第2項に規定する老人ホームへの入所措置（以下この項において「措置」という。）及び措置の継続の要否並びに措置を要しない者に対する在宅老人福祉対策事業の利用についての調査審議に関する事務	10人以内	(1) 関係団体を代表する者 (2) 市の職員 (3) その他市長が適当と認める者	2年
高槻市感染症	感染症発生動向の把握、分析及	8人	(1) 関係団体を代表する者	2年

染症発生 動向調査 委員会	びその結果の公表並びに感染 症の予防及び対策についての 審議に関する事務	以内	(2) 医療を担当する者の代 表者 (3) 市の職員 (4) その他市長が適当と認 める者	
高槻市自 殺対策連 絡協議会	自殺の予防及び対策について の調査審議に関する事務	17 人以 内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市の職員	2年
高槻市予 防接種委 員会	予防接種の運営及び健康被害 についての調査審議に関する 事務	10 人以 内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 市の職員	2年
高槻市文 化振興審 議会	文化の振興に関する総合的施 策その他重要事項についての 調査審議に関する事務	10 人以 内	(1) 市議会の議員 (2) 学識経験のある者 (3) 関係団体を代表する者 (4) その他市長が適当と認 める者	2年
高槻市町 名地番改 正調査委 員会	市の町名、地番を整理して、町 名を選び、町の区画を定める 等、その他町名地番の改正に関 する重要事項の調査審議に関 する事務	若干 人	(1) 市議会の議員 (2) 関係団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市の職員	1年以内
高槻市青 少年問題 協議会	青少年の指導、育成、保護及び 矯正に関する総合的施策の樹 立についての調査審議及びそ の施策を実施するために必要 な関係行政機関相互の連絡調 整に関する事務	15 人以 内	(1) 市議会の議員 (2) 学識経験のある者 (3) 関係行政機関の職員	2年
高槻市子 ども・子 育て会議	子ども・子育て支援法（平成2 4年法律第65号）第77条第 1項各号に掲げる事務その他	11 人以 内	(1) 学識経験のある者 (2) 子どもの保護者 (3) 事業主を代表する者	2年

	子ども・子育て支援に関する重要事項の調査審議に関する事務		(4) 労働者を代表する者 (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
高槻市スポーツ推進審議会	スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	10人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 市民 (4) その他市長が適当と認める者	2年
高槻市いじめ再調査委員会	市長の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定による調査の必要性についての審議及び当該調査に関する事務	5人以内	(1) 学識経験のある者	当該諮問に係る審議及び調査の期間中
高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	人口ビジョン及び総合戦略についての重要事項の調査審議に関する事務	8人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係団体を代表する者	2年
高槻市みらい創生審議会	市長の諮問に応じ、みらい創生に関する重要施策の推進についての調査審議に関する事務	調査審議事項ごとに6人以内	(1) 学識経験のある者 (2) その他市長が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議の期間中
高槻市安満遺跡公園内店舗運営事業	市長の諮問に応じ、安満遺跡公園における店舗の設置者及び園内店舗管理者の選定に関する必要事項についての調査審議に関する事務	5人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 市の職員	当該諮問に係る調査審議の期間中

者選定委員	る事務			
高槻市バリアフリー推進協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第24条の4第1項及び第26条第1項に規定する協議及び連絡調整その他同法第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条第1項に規定する基本構想に関する重要事項の調査審議に関する事務	23人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 関係団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市の職員	2年
高槻市民営化認定子ども園運営事業者選定委員会	市立の幼稚園又は保育所を民間化し認定こども園として運営する事業者の選定に関する必要事項についての調査審議に関する事務	16人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 乳幼児に係る教育又は保育に関し知識及び経験のある者 (3) 当該幼稚園又は保育所に在籍する乳幼児の保護者 (4) 関係団体を代表する者 (5) その他市長が適当と認める者	1年
高槻市空家等対策審議会	市長の諮問に応じ、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他同法第2条第2項に規定する特定空家等に関する重要事項の調査審議に関する事務	8人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係団体を代表する者 (3) その他市長が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議の期間中

	る事務			
高槻市史跡整備指 導検討会	市内に所在する史跡の保存及び公開についての調査審議に関する事務	8人 以内	(1) 学識経験のある者	2年
高槻市芥川山城跡 調査委員 会	芥川山城跡の歴史的評価についての調査審議に関する事務	5人 以内	(1) 学識経験のある者	2年
高槻市情報化計画 審議会	市長の諮問に応じ、情報化計画（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第9条第3項に規定する市町村官民データ活用推進計画を含む。）についての重要事項の調査審議に関する事務	4人 以内	(1) 学識経験のある者 (2) その他市長が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議の期間中
高槻市PFI事業 者選定委 員会	市長の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく民間事業者の選定その他特定事業の実施等に関する必要事項についての調査審議に関する事務	5人 以内	(1) 学識経験のある者 (2) その他市長が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議の期間中
高槻市ESCO事業 者選定委 員会	市長の諮問に応じ、ESCO事業を実施する事業者の選定に関する必要事項についての調査審議に関する事務	4人 以内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員	当該諮問に係る調査審議の期間中
高槻市文化財保存 活用推進 協議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画についての重要事	15人 以内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 関係団体を代表する者 (4) 市の職員	2年

		項の調査審議及び同法第18条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画の実施に係る関係機関相互の連絡調整に関する事務		(5) その他市長が適当と認める者	
	高槻市芸術文化劇場内飲食店運営事業者選定委員会	市長の諮問に応じ、高槻市立芸術文化劇場における飲食店の管理者の選定に関する必要事項についての調査審議に関する事務	5人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 市の職員 (3) その他市長が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議の期間中
	高槻市芸術文化劇場どん帳制作事業者選定委員会	市長の諮問に応じ、高槻市立芸術文化劇場大ホールのどん帳を制作する事業者の選定に関する必要事項についての調査審議に関する事務	5人以内	(1) 学識経験のある者 (2) 関係団体を代表する者 (3) 市の職員 (4) その他市長が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議の期間中
教育委員会	高槻市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	市立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の選定についての調査審議に関する事務	調査審議事項ごとに2人以内	(1) 市立の小学校に在籍する児童又は市立の中学校に在籍する生徒の保護者 (2) 市立の小学校又は中学校に勤務する教育職員 (3) 市の職員（前号に掲げる者を除く。）	任命した日が属する年度の末日まで
	高槻市いじめ問題専門委員会	教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する事務	5人以内	(1) 学識経験のある者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	当該諮問に係る調査の期間中
	高槻市学校空調設備更新等	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校における空調設備の更新等を行う事業	3人	(1) 学識経験のある者 (2) その他教育委員会が適当と認める者	当該諮問に係る選定の期間

	事業者選者の選定に関する事務 定委員会		中
--	------------------------	--	---

○高槻市青少年問題協議会規則

昭和45年11月26日

規則第54号

注 平成6年7月27日規則第28号から条文注記入る。

改正 昭和51年7月10日規則第27号

平成元年4月18日規則第14号

平成6年7月27日規則第28号

平成12年4月1日規則第22号

平成24年12月19日規則第50号

平成26年3月31日規則第17号

令和元年7月22日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、高槻市附属機関設置条例(平成24年高槻市条例第36号)第5条の規定に基づき、高槻市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平24規則50・全改)

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各々1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平24規則50・全改、平26規則17・一部改正)

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平6規則28・一部改正、平24規則50・旧第5条繰上・一部改正、平26規則17・一部改正)

(専門部会)

第4条 協議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 専門部会の会議は、部会長がこれを招集する。

(平24規則50・旧第6条繰上・一部改正、平26規則17・一部改正)

(幹事)

第5条 協議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の担当事務について、委員を補佐する。

(平24規則50・旧第7条繰上、平26規則17・一部改正)

(事務局)

第6条 協議会の庶務を処理するため事務局を置き、その職員は教育委員会事務局の職員をもって充てる。

(平26規則17・全改、令元規則18・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平24規則50・旧第9条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年7月10日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年4月18日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年7月27日規則第28号)

この規則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月19日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第17号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月22日規則第18号）
この規則は、令和元年8月13日から施行する。

高槻市青少年問題協議会の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、高槻市青少年問題協議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、指針の第5項に規定する事項について審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことがある。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、協議会の長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 協議会の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

(会議を傍聴できる者)

第4条 公開とした会議は、傍聴要領に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

(傍聴の定員)

第5条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

(傍聴要領)

第6条 傍聴の手續その他傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定める。

(会議の開催の公表)

第7条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合において、事前に公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、広報紙、ホームページへの掲載又は庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。（様式第1号）

3 第1項の公表は、主に次に掲げる事項とする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 傍聴に関する事項
- (4) 問合せ先
- (5) その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第8条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

2 会議の資料は、会議の終了後、速やかに法務ガバナンス室に送付し、閲覧等に供するものとする。

する。

(会議録の作成等)

第9条 会議録は、速やかに作成する。

2 公開した会議の会議録は、法務ガバナンス室等で閲覧等に供するものとする。(様式第2号)

3 審議の概要や答申等は、ホームページを活用し、公表に努めるものとする。(様式第3号)

(事務局)

第10条 協議会の会議の公開に関する事務局は、教育委員会事務局地域教育青少年課において行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、協議会の長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月15日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から実施する。

(様式第1号)

審議会等の会議開催のお知らせ

1 会議の名称	
2 会議の議題	
3 会議の開催日時 及び場所	令和 年 月 日 () から
4 傍聴者の定員	
5 傍聴手続き	
6 問合せ先	事務局 (担当課) 電話番号
7 その他	

(様式第2号)

会 議 録

会 議 の 名 称			
会 議 の 開 催 日 時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		
会 議 の 開 催 場 所		公開の可否	可・不可・一部不可
事 務 局 (担 当 課)		傍聴者数	
非公開の理由 (非公開 (会議の一部非公開を含む。) の場合)			
出 席 委 員			
会 議 の 議 題			
配 付 資 料			
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

(様式第3号)

審議会等の審議概要

令和 年 月 日現在

1 会議の名称	
2 会議の開催状況	
3 議 題	
4 主な審議内容	
5 資料名	
6 担当課	